

ID: 208-2

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	権利の譲渡等の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	村田町都市公園条例 第7条		
例 規 番 号	平成7年条例第3号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。 (権利の譲渡等の禁止)</p> <p>第7条 前条第2項の許可を受けた者は、町長の承認を受けないで、利用の権利を譲渡し、又は第三者をして利用させてはならない。</p>			
標準処理期間	5日		
備考	<p>【共通担当部署】 教育委員会事務局 生涯学習課 建設水道課</p>		
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日